

有害鳥獣駆除を 実施しています

農作物被害防止のため、猟友会による有害鳥獣の駆除を実施しています。駆除に銃器を用いることもありますので市民のみなさまのご理解をお願いします。

対象 イノシシ・カラス・ドバト

期間 4月4日(土)～10月31日(土)

方法 銃器、捕獲おり、わなによる捕獲

区域 市街地(特定猟具【銃器】使用禁止区域)を除く多久市内一円

○山に入るときは、事故防止のため次の点にご注意ください。

- 目立つ服装をする
- ラジオ等を携帯して、人がいることが周りにわかるようにする



【市内一斉駆除日】

9月27日(日) 午前6時～午前9時(市内全区域)
 10月31日(土) 午前6時～午前9時(市内全区域)
 ※伝書鳩等飼育している方は、市内一斉駆除日には放さないでください。

■問い合わせ 農林課 農政係 ☎75-4825

地域振興商品券での お買い物はお早めに

「多久市プレミアム付地域振興商品券」の有効期限は、平成21年9月30日(水)までとなっております。期限を過ぎると使用できなくなります。

また、未使用であっても地域振興商品券の払い戻し・換金には応じることができません。

取扱店で期限内にご使用ください。

■問い合わせ 多久市商工会 ☎74-2144

全国消費実態調査に ご協力をお願いします

「全国消費実態調査」は総務省が統計法に基づき9月から11月まで行います。この調査は、家計の収支・貯蓄などを家計簿に記入していただくことで、国民の暮らしを家計の所得、消費、資産の3面から総合的に把握するための調査です。

調査の対象となった世帯には、佐賀県知事が任命した統計調査員がうかがいます。

みなさまのご協力をお願いします。

プライバシーは必ず守られ、調査の内容などは目的以外に使用されることはありません。



■問い合わせ

総務部 経営統括室 広報統計係 ☎75-2116

「分別のある人」 を目指して!

—エコ達人への道—

ゴミの出し方③ 保冷剤の巻



生鮮食品などの宅配便や生菓子類を購入した時などに、よく一緒に入っている保冷剤。この便利な保冷剤をゴミとして出す時のルールをご存知ですか?保冷剤にプラマーク(左図)が記載されている場合は、中身を取り出して『プラスチック製容器包装』として、中身は『燃えるゴミ』として出してください。また、中身がきれいに取れない、プラマークが記載されていない場合はそのままの状態です。



『燃えるゴミ』として出してください。

エコ達人を目指すみなさんは、これら保冷剤を自宅の冷凍庫に入れ、再利用される方も多いのではないのでしょうか?この季節はなにかと出番が多い保冷剤。一緒に入れる物の形によっては、保冷剤に傷が入って中身が漏れてしまうこともあります。上手に利用してエコ達人を目指してください♪

■問い合わせ 市民生活課 生活環境係 ☎75-6117